

平成 26 年度

外 務 省 省 庁 別 財 務 書 類

〔留意事項〕

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、所管の特別会計を合算し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

目次

外務省 省庁別財務書類（一般会計・特別会計）

貸借対照表	1
業務費用計算書	2
資産・負債差額増減計算書	3
区分別収支計算書	4
注記	5
附属明細書	1 1
参考情報	
1 外務省の所掌する業務の概要	2 2
2 外務省の組織及び定員	2 2
3 外務省における会計・独立行政法人等との間の財政資金の流れ	2 3
4 平成26年度歳入歳出決算の概要	2 4
5 公債関連情報	2 4

外務省 省庁別連結財務書類

連結貸借対照表	2 6
連結業務費用計算書	2 7
連結資産・負債差額増減計算書	2 8
連結区分別収支計算書	2 9
注記	3 1
附属明細書	3 7

外務省 一般会計省庁別財務書類

貸借対照表	4 2
業務費用計算書	4 3
資産・負債差額増減計算書	4 4
区分別収支計算書	4 5
注記	4 6
附属明細書	5 2
参考情報	
1 外務省の所掌する業務の概要	6 2
2 外務省の組織及び定員	6 2
3 外務省における会計・独立行政法人等との間の財政資金の流れ	6 3
4 平成26年度歳入歳出決算の概要	6 4
5 公債関連情報	6 4

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度 (平成26年 3月31日)	本会計年度 (平成27年 3月31日)		前会計年度 (平成26年 3月31日)	本会計年度 (平成27年 3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
未収金	1,687	1,685	未払金	1,114	1,017
前払費用	17	18	賞与引当金	3,159	3,304
貸付金	51	46	退職給付引当金	63,289	61,115
その他の債権等	827	658	その他の債務等	5,777	5,055
貸倒引当金	△ 1,669	△ 1,664			
有形固定資産	377,555	384,726			
国有財産（公共用 財産を除く）	365,675	373,620			
土地	202,454	209,212			
立木竹	351	354			
建物	95,624	95,474			
工作物	66,579	67,343			
建設仮勘定	665	1,235			
物品	11,879	11,105	負債合計	73,340	70,492
無形固定資産	11,016	12,124	<資産・負債差額の部>		
出資金	9,125,177	9,262,254	資産・負債差額	9,441,323	9,589,358
資産合計	9,514,664	9,659,851	負債及び資産・ 負債差額合計	9,514,664	9,659,851

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成25年 4月 1日) (至 平成26年 3月31日)	本会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)
人件費	65,915	72,481
賞与引当金繰入額	3,159	3,304
退職給付引当金繰入額	3,300	2,251
補助金等	21,952	4,076
委託費等	451,743	480,623
独立行政法人運営費交付金	165,468	174,769
庁費等	62,991	69,277
その他の経費	24,676	25,554
減価償却費	6,227	6,198
貸倒引当金繰入額	△ 22	△ 5
支払利息	455	469
資産処分損益	356	759
本年度業務費用合計	806,226	839,761

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成25年 4月 1日) (至 平成26年 3月31日)	本会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	9,254,799	9,441,323
II 本年度業務費用合計	△ 806,226	△ 839,761
III 財源	805,125	843,662
主管の財源	19,619	25,185
配賦財源	785,467	816,340
自己収入	38	2,136
IV 無償所管換等	53,378	45,242
V 資産評価差額	134,245	98,891
VI 本年度末資産・負債差額	9,441,323	9,589,358

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成25年 4月 1日) (至 平成26年 3月31日)	本会計年度 (自 平成26年 4月 1日) (至 平成27年 3月31日)
I 業務収支		
1 財源		
主管の収納済歳入額	20,664	25,369
配賦財源	785,467	816,340
自己収入	38	2,136
財源合計	806,170	843,847
2 業務支出		
(1)業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費	△ 73,613	△ 80,064
補助金等	△ 21,952	△ 4,076
委託費等	△ 448,778	△ 480,623
独立行政法人運営費交付金	△ 165,468	△ 174,769
貸付けによる支出	△ 21	△ 19
庁費等の支出	△ 64,721	△ 72,737
その他の支出	△ 24,657	△ 25,535
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 799,213	△ 837,827
(2)施設整備支出		
土地に係る支出	△ 123	-
立木竹に係る支出	△ 1	△ 0
建物に係る支出	△ 594	△ 553
工作物に係る支出	△ 1,003	△ 1,100
建設仮勘定に係る支出	△ 2,790	△ 1,824
施設整備支出合計	△ 4,513	△ 3,479
業務支出合計	△ 803,727	△ 841,306
業務収支	2,443	2,540
II 財務収支		
リース債務の返済による支出	△ 1,890	△ 1,972
P F I 債務の返済による支出	△ 97	△ 97
利息の支払額	△ 455	△ 469
財務収支	△ 2,443	△ 2,540
本年度収支	-	-
翌年度歳入繰入	-	-
本年度末現金・預金残高	-	-

注 記

1 重要な会計方針

(1) 外貨建金銭債権債務等の換算方法

出納官吏事務規程に基づく為替レートにより換算し、1 円未満の端数が生じる場合には切り捨てている。

(参 考) 主要な出納官吏事務規程第 14 条及び第 16 条に基づくレート

主な国名	通貨名	平成25年度	平成26年度
アメリカ合衆国	アメリカドル	82	97
英国	スターリングポンド	132	150
欧州経済通貨統合参加国	ユーロ	107	128
オーストラリア	オーストラリアドル	86	95
カナダ	カナダドル	83	94
シンガポール	シンガポールドル	67	77
スイス	スイスフラン	88	104
スウェーデン	スウェーデンクローネ	12	15
タイ	バーツ	2. 68	3. 18
大韓民国	ウォン	0. 076	0. 088
中華人民共和国(香港特別行政区)	香港・ドル	11	12
デンマーク	デンマーククローネ	14	17
ノルウェー	ノルウェークローネ	14	17
ロシア	ルーブル	2. 65	3. 06
アラブ首長国連邦	ディルハム	22	26
チェコ	コルナ	4. 21	4. 97
ニュージーランド	ニュージーランドドル	68	79
インド	インドルピー	1. 50	1. 68
サウジアラビア	リヤール	22	26

(2) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

外務本省分の国有財産（公共用財産を除く）については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法(平成 19 年 4 月 1 日以後に新築した建物は定額法)によっている。なお、残存価額まで到達している国有財産(公共用財産を除く)については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

在外公館分の国有財産については、価格改定が行われていないため、国有財産台帳に記載されている取得価額をもって計上しており、減価償却は行っていない。

物品（美術品を除く）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の 10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

ファイナンス・リース取引に伴うリース物件については、取得価額相当額を計上し、リース期間終了後の残存価額をゼロとした定額法により減価償却を行っている。

② 無形固定資産

ア 在外公館定期不動産貸借権

期間が無期限のものについては取得価額で計上し、期間が有限のものについては契約期間に基づく定額法により減価償却を行っている。

在外公館定期不動産貸借権については、社会主義国及び旧英国連邦諸国にみられるような、社会体制の制約から所有権の取得が認められない国にある長期の期限付不動産権であり、具体的には英

米法の「定期不動産権：Leasehold」等に該当する権利である。我が国国有財産法上定められている無体財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権）とは、自から性質を異にしており、また、用益物件（地上権、鉱業権等）でもない。

なお、貸借権については、国有財産として登録していない。

イ ソフトウェア

ソフトウェアについては、簡便的に、利用可能期間（5年）の開発費等の累計額を資産価額とし、利用可能期間に基づく定額法により減価償却を行っている。

(3) 出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のないもの

全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格によって評価している。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

未収金、貸付金のうち、履行期限到来等債権については、債権の半額を回収不能見込額として計上している。ただし、損害賠償金債権のうち、平成20年度から引当を行っている一債権については、全額を回収不能見込額として計上している。

② 賞与引当金

6月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6）を計上している。

③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額 … 勤続年数階層別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・調整額 … 「国家公務員退職手当法」第6条の4に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

「国家公務員災害補償法」に基づく補償のうち、遺族補償年金に係る引当金については、「支給率×平均給与×割引率」により算出し、遺族特別給付金（年金）に係る引当金については、「遺族補償年金に係る引当金の額×特別支給率」により算出した額を計上している。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる平均給与上昇率及び割引率について

- ・平均給与上昇率 … 2.9%
（平成26年財政検証で用いられている長期的な賃金上昇率から算出）
- ・割引率 … 4.2%
（平成26年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出）

2 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償の請求を受けているもの

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
「沖縄戦」被害・謝罪及び損害賠償請求訴訟	814	那覇地裁 平 24 年(ワ)第 751 号・ 第 1156 号、平成 25 年 (ワ)第 220 号・第 648 号、 平成 26 年(ワ)第 626 号	第二次世界大戦中のいわゆる「沖縄戦」で家族を失い戦争孤児となったり、自らも負傷するなどして損害を被ったとする原告ら計 74 名が、国に対して謝罪と損害賠償を求め、那覇地方裁判所に提訴したもの。
「南洋戦」被害・謝罪及び損害賠償請求訴訟	418	那覇地裁 平成 25 年(ワ)第 647 号、 平成 26 年(ワ)第 252 号、 同年(ワ)第 627 号	上記の「沖縄戦」に関する訴訟と同じ法的構成で、「南洋戦」で被害を被ったとする原告ら 38 名が同じく那覇地方裁判所に提訴したもの。原告ら代理人は「沖縄戦」と同じ。
その他 7 件	1		

(注 1) 現在係争中であって、国または国の機関を被告とした訴訟で、且つ、敗訴した場合に外務省所管一般会計歳出予算で負担することになる事件について記載している。(平成 27 年 3 月末現在)

(注 2) 訴訟の略称欄は、事件の通称名を記載している。

(注 3) 金額欄は、国側が敗訴した場合に、国が支払うこととなる見込み額とし、1 億円を超える件及び関連する件については個別の件名ごとに記載している。

(注 4) 事件番号ごとに記載している。

3 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 65,378 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 127,698 百万円

4 追加情報

(1) 合算する特別会計

省庁別財務書類においては、以下の特別会計を合算している。

・東日本大震災復興特別会計（外務省所管分）

(2) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(3) 貸倒引当金を計上している債権のうち、徴収可能性に重大な懸念が生じているもの

債権の種類：(貸付金) 帰国費貸付金債権、海外滞在費貸出金債権

(未収金) 返納金債権、損害賠償金債権、立替金返還金債権、延滞金債権、金銭引渡請求権債権

懸念の内容：納付期限を超えての長期滞納

金 額：(貸付金) 44 百万円、(未収金) 1,656 百万円

(4) 業務費用計算書における収益の計上

・「資産処分損益」において、有形固定資産の売却等に伴い生じた処分益 339 百万円が計上されている。

・「貸倒引当金繰入額」において、貸倒引当金の戻入額 5 百万円が計上されている。

(5) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

・「未収金」には、損害賠償金等の未収分を計上している。

・「前払費用」には、車両自賠責保険料の未経過分を計上している。

なお、在外公館の所有車両については、外国の特殊事情から車両ごとの保険料を計上することは困難なため、既支払額の 1/2 を計上している。

- ・「貸付金」には、個人に対する貸付金を計上している。
- ・「その他の債権等」には、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金及び貸付金に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産（公共用財産を除く）」には、建設仮勘定を除き、国有財産台帳価格を計上している。
- ・「土地」には、主に外務省庁舎等の敷地に係る用地を計上している。
- ・「立木竹」には、主に外務省庁舎等の敷地上の樹木等を計上している。
- ・「建物」には、主に外務省庁舎等を計上している。
- ・「工作物」には、主に建物に対する構築物等を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、建設中の固定資産に係る支出済額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額（見積価格）が 50 万円以上の機械・器具及びファイナンス・リース取引に伴うリース物件について、取得価額から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している他、評価額が 300 万円以上の美術品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、在外公館定期不動産貸借権の他、電話加入権については取得価額、ソフトウェアについては取得に要した費用の 5 カ年分合計から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、児童手当、遺族補償年金等の公務災害補償費及び P F I 事業に係る未払額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6 月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当のほか、整理資源及び国家公務員災害補償年金に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、リース物件にかかる契約済額、復興庁への退職給付引当金の所管換分を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当、賞与及び国家公務員災害補償年金に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6 月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち本年度に帰属するものを計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付支給時に引当金の取り崩しを行い、当年度末残高との差額の繰入額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 2 条第 1 項で規定する補助金等に該当するものを計上している。
- ・「委託費等」には、上記「補助金等」に該当しない委託費の他、援助費、分担金、拠出金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、国際協力機構及び国際交流基金に対する独立行政法人運営費交付金を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、資産計上

- されるもの及びリース債務、P F I 債務の返済分並びに支払利息を控除したものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、当該年度に係る額及び貸倒引当金が減少したことによる戻入額5百万円を計上している。
- ・「支払利息」には、リース債務及びP F I 債務の支払利息を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産及び無形固定資産の売却等に伴い生じた損益及び独立行政法人への出資金不要額を国庫返納する際の当初出資額との差額を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「主管の財源」には、一般会計の(款)諸収入等を計上している。
- ・「配賦財源」には、支出済歳出額から収納済歳入額を差し引いた金額を計上している。
- ・「自己収入」には、東日本大震災復興特別会計の(款)雑収入を計上している。
- ・「無償所管換等」には、他省庁より当省所管の独立行政法人への出資金の増減額、有形固定資産の誤謬訂正による差額、当省から他省庁へ所管換えを行った国有財産、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産の増、過年度の退職給付引当金計上額に係る端数処理の誤謬訂正による減等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、出資金、土地、立木竹の評価差額の計を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、一般会計の収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、支出済歳出額から収納済歳入額を差し引いた金額を計上している。
- ・「自己収入」には、東日本大震災復興特別会計の収納済歳入額を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち、職員に係るもの(職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等)及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
- ・「委託費等」には、上記「補助金等」に該当しない委託費の他、援助費、分担金、拠出金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、国際協力機構及び国際交流基金に対する独立行政法人運営費交付金を計上している。
- ・「貸付けによる支出」には、帰国費貸付金及び海外邦人滞在費短期貸出金の支出額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、貸付けによる支出、施設整備支出及び財務収支に計上されないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出等を計上している。
- ・「土地に係る支出」には、前会計年度において、ジャマイカにおける公邸の土地取得に係る支出を計上している。
- ・「立木竹に係る支出」には、セルビアにおける在外公館の立木竹新植等に係る支出を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、セルビアにおける在外公館の建物新築等に係る支出を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、セルビアにおける在外公館の工作物新設等に係る支出を計上している。

- ・「建設仮勘定に係る支出」には、イランにおける在外公館建設中の固定資産に係る支出を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「リース債務の返済による支出」には、リース物件に係る支払額を計上している。
- ・「P F I 債務の返済による支出」には、P F I に係る支払額を計上している。
- ・「利息の支払額」には、リース債務及びP F I 債務に係る利息の支払額を計上している。
- ・「財務収支」には、「リース債務の返済による支出」及び「P F I 債務の返済による支出」、「利息の支払額」の合計額を計上している。

(5) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③ 重要な会計処理の誤謬の修正

ア 国有財産台帳の誤謬訂正等により本年度の貸借対照表において、工作物が 40 百万円減少し、資産・負債差額が 40 百万円減少している。

イ 物品の誤謬訂正により本年度の貸借対照表において、物品が 7 百万円増加し、資産・負債差額が 7 百万円増加している。

ウ 建設仮勘定の誤謬訂正により本年度の貸借対照表において、建設仮勘定が 6 百万円減少し、資産・負債差額が 6 百万円減少している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 会計別の資産及び負債の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
<資産の部>				
未収金	1,685	-	-	1,685
前払費用	18	-	-	18
貸付金	46	-	-	46
その他の債権等	658	-	-	658
貸倒引当金	△ 1,664	-	-	△ 1,664
有形固定資産	384,726	-	-	384,726
国有財産（公共用財産を除く）	373,620	-	-	373,620
土地	209,212	-	-	209,212
立木竹	354	-	-	354
建物	95,474	-	-	95,474
工作物	67,343	-	-	67,343
建設仮勘定	1,235	-	-	1,235
物品	11,105	-	-	11,105
無形固定資産	12,124	-	-	12,124
出資金	9,262,254	-	-	9,262,254
資産合計	9,659,851	-	-	9,659,851
<負債の部>				
未払金	1,017	-	-	1,017
賞与引当金	3,304	-	-	3,304
退職給付引当金	61,115	-	-	61,115
その他の債務等	5,055	-	-	5,055
負債合計	70,492	-	-	70,492
<資産・負債差額の部>				
資産・負債差額	9,589,358	-	-	9,589,358

(2) 資産項目の明細

① 未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
返納金債権	アジア戦災孤児救済センター等	12
損害賠償金債権	個人	1,644
立替金返還金債権	個人	0
延滞金債権	個人	3
金銭引渡請求権債権	個人	25
合計		1,685

② 貸付金の明細

(単位：百万円)

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由等
個人	51	19	25	46	帰国費、滞在費
合計	51	19	25	46	

③ その他の債権等の明細

(単位：百万円)

債権の種類	相手先	本年度末残高	債権の内容等
財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	658	新施設の引渡を受けていないが、旧施設を相手先に引き継いだもの
合計		658	

④ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	前年度末残高	本年度増減額	本年度末残高	
未収金	1,687	△ 2	1,685	1,646	△ 1	1,644	履行期限到来等債権については、債権の半額を回収不能見込額として計上している。ただし、平成20年度から引当を行っている一債権については、全額を回収不能見込額として計上している。
履行期限到来等債権	1,673	△ 2	1,671	1,646	△ 1	1,644	
返納金債権	13	△ 1	12	6	△ 0	6	
損害賠償金債権	1,633	△ 0	1,633	1,626	△ 0	1,626	
立替金返還金債権	0	△ 0	0	0	△ 0	0	
延滞金債権	0	-	0	0	-	0	
金銭引渡請求権債権	26	△ 0	25	13	△ 0	12	
その他の債権	13	0	14	-	-	-	
返納金債権	0	0	0	-	-	-	
損害賠償金債権	10	-	10	-	-	-	
立替金返還金債権	-	0	0	-	-	-	
延滞金債権	3	0	3	-	-	-	
金銭引渡請求権債権	0	△ 0	-	-	-	-	
貸付金	51	△ 5	46	23	△ 3	19	
履行期限到来等債権	47	△ 7	39	23	△ 3	19	
帰国費貸付金債権	43	△ 7	35	21	△ 3	17	
海外滞在費貸出金債権	3	△ 0	3	1	△ 0	1	
その他の債権	4	2	7	-	-	-	
帰国費貸付金債権	4	2	7	-	-	-	
海外滞在費貸出金債権	0	△ 0	-	-	-	-	
合計	1,739	△ 7	1,732	1,669	△ 5	1,664	

⑤ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
国有財産（公共有財産を除く）	365,675	8,700	5,655	1,868	6,769	373,620
行政財産	363,846	5,257	2,523	1,868	6,769	371,481
土地	202,182	-	105	-	6,766	208,843
立木竹	351	6	13	-	2	346
建物	94,811	1,523	306	1,483	-	94,544
工作物	65,836	1,902	842	385	-	66,511
建設仮勘定	665	1,824	1,254	-	-	1,235
普通財産	1,828	3,442	3,131	-	-	2,139
土地	272	2,362	2,266	-	-	368
立木竹	0	8	-	-	-	8
建物	813	961	843	-	-	930
工作物	743	110	22	-	-	832
物品	11,879	2,441	96	3,119	-	11,105
物品(美術品を除く)	3,987	1,190	96	1,147	-	3,934
美術品	2,131	-	-	-	-	2,131
リース物件	5,761	1,250	0	1,972	-	5,038
小計	377,555	11,141	5,751	4,988	6,769	384,726
(無形固定資産)						
ソフトウェア	3,162	2,311	-	1,017	-	4,455
電話加入権	37	-	-	-	-	37
在外公館定期不動産貸借権	7,816	7	-	191	-	7,631
小計	11,016	2,318	-	1,209	-	12,124
合計	388,571	13,459	5,751	6,198	6,769	396,850

⑥ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

法人名等	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額（本年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
【市場価格のないもの】							
○独立行政法人							
国際交流基金	73,347	4,518	-	61	△ 3,325	-	74,477
国際協力機構							
(一般勘定)	54,378	12,322	-	3,483	△ 11,591	-	51,625
(有償資金協力勘定)	8,997,452	△ 1,232,054	48,500	-	1,322,254	-	9,136,151
合計	9,125,177	△ 1,215,213	48,500	3,545	1,307,336	-	9,262,254

イ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出資先	資産 (A)	負債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	国からの 出資累計額 (E)	出資割合 (F=E/D) %	純資産額に よる算出額 (G=C×F)	貸借対照表計 上額（国有財 産台帳価格）	使用財務諸表
○独立行政法人									
国際交流基金	99,068	24,591	74,477	77,803	77,803	100%	74,477	74,477	法定財務諸表
国際協力機構									
(一般勘定)	238,497	186,872	51,625	63,217	63,217	100%	51,625	51,625	法定財務諸表
(有償資金協力勘定)	11,336,721	2,200,569	9,136,151	7,813,897	7,813,897	100%	9,136,151	9,136,151	法定財務諸表
合計	11,674,287	2,412,032	9,262,254	7,954,918	7,954,918	-	9,262,254	9,262,254	

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
児童手当	外務省職員	17
公務災害補償費	外務省職員	20
PFI事業	民間企業	978
合計		1,017

② 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	47,728	2,875	2,049	46,902
整理資源に係る引当金	13,855	1,447	170	12,579
国家公務員災害補償年金に係る引当金	1,705	102	30	1,633
合計	63,289	4,424	2,251	61,115

③ その他の債務等の明細

(単位：百万円)

債務の種類	相手先	本年度末残高
リース債務	法人	5,038
東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、外務省一般会計が負担する退職給付引当金相当額	東日本大震災復興特別会計	16
合計		5,055

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
人件費	72,481	-	-	72,481
賞与引当金繰入額	3,304	-	-	3,304
退職給付引当金繰入額	2,251	-	-	2,251
補助金等	4,076	-	-	4,076
委託費等	480,623	-	-	480,623
独立行政法人運営費交付金	174,769	-	-	174,769
庁費等	69,277	-	-	69,277
その他の経費	25,554	-	-	25,554
減価償却費	6,198	-	-	6,198
貸倒引当金繰入額	△ 5	-	-	△ 5
支払利息	469	-	-	469
資産処分損益	759	-	-	759
本年度業務費用合計	839,761	-	-	839,761

(2) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<補助金>			
国際友好団体補助金	公益財団法人 交流協会	1,368	日中国交正常化に伴う断交後における民間レベルでの人的交流、在留邦人の保護及び邦人旅行者の入域滞在、台湾住民の日本入国等に対する各種の便宜並びに貿易、経済の促進、文化あるいは技術の交流、その他の関係が支障なく維持遂行されるよう必要な調査を行うとともに、適切な措置を講ずること等を目的とする。
北方領土対策事業費補助金	公益社団法人 北方領土復帰期成同盟	36	我が国固有の領土である北方領土問題の本質及び我が国への帰属の正当性について、国民世論を正しく啓発し、これによって、世論の結集を図り、北方領土の我が国への返還促進を図ることを目的とする。
外交・安全保障調査研究事業費補助金	(1)公益財団法人 日本国際問題研究所 (2)特定非営利活動法人 言論NPO (3)株式会社 三菱総合研究所 (4)公益財団法人 世界平和研究所 (5)国立大学法人 東京大学 (6)一般財団法人 国際開発機構 (7)公益財団法人 日本国際フォーラム	444	我が国の外交シンクタンクの活動を支援し、その情報収集・分析・発信・政策企画提案能力を高める。これを通じて日本外交の基盤強化を行い、外務省による外交政策の企画・立案に役立て、日本の国益の更なる増進を図る。
政府開発援助海外技術協力推進民間団体補助金	法人格を有する日本の国際協力NGO	19	開発途上国においてNGOが実施する開発協力事業に関連し、NGOが行うプロジェクト企画調査、プロジェクト評価及び国内外において実施する研修会、講習会の実施等、NGOの事業促進に資する活動の支援を目的とし、200万円を上限として半額までを助成する。
政府開発援助独立行政法人国際協力機構施設整備費補助金	独立行政法人 国際協力機構	1,974	独立行政法人国際協力機構が保有する国内拠点のうち、老朽化が著しい施設の改修を行うほか、所在する自治体から避難施設として指定されていることを鑑み、地域の防災拠点としての機能の向上を図る。
小計		3,843	
<委託費>			
啓発宣伝事業等委託費	公益財団法人 フォーリン・プレスセンター	233	我が国を訪れる外国報道関係者や我が国に駐在する外国報道関係者に対し、取材活動支援や資料提供等の便宜を供与することにより、我が国に関する正確・客観的な情報を諸外国に発信し、対日理解の増進と対日関心・親日感情の醸成を図ることを目的とする。
小計		233	
合計		4,076	

(3) 委託費等の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<委託費>			
国際交流事業委託費	(1)株式会社 日本旅行 (2)一般財団法人 日本国際協力センター	431	(1)若手英語教員を約6ヵ月間米国に派遣し、現地の大学で英語教授法を学ばせるとともに、米国での人的交流やホームステイを通じて米国への理解を深め、英語教員の英語指導力及び英語によるコミュニケーション能力の充実を図る。また、この事業は、中長期的な視点に立ち、日米同盟の強化のための国民の幅広い層における相互理解の推進に資するものである。 本事業は平成25年度まで文部科学省と外務省の共管事業 (2)中国の若手行政官を日本に留学（2年間）させることにより、親日派・知日派を育成する事業。4年間にわたる事業（1年目：選考、2、3年目：留学、4年目：フォローアップ）であるため、国庫債務負担行為を取得している。
遺棄化学兵器調査事業等委託費	(1)株式会社 三菱総合研究所 (2)中華人民共和国外交部	271	日中両国により、中国における遺棄化学兵器の状況に関する現地調査を実施するための経費。
領土保全対策事業委託費	(1)①公益財団法人 日本国際問題研究所 ②学校法人早稲田大学 (2)電通パブリックリレーションズ等	322	(1)平成24年に生じた韓国大統領の竹島訪問や、ロシア首相の北方領土訪問に見られる領土問題の先鋭化、香港活動家の尖閣諸島上陸など我が国の領土保全の必要性の高まりを受けて、外務省としては、これらの問題について、従来よりも多くの資源を割いて体制を強化し、適切に対応していく必要がある。取組強化を通じて、国際社会の法と正義に基づき問題の平和的解決を図っていく我が国の基本的姿勢をより実効的なものにするともに、我が国の立場を国際社会により積極的にアピールしていくことを目的とする。 (2)領土保全に関する内外発信を強化するために在外公館及び外務本省が連携を図りつつ、国際世論形成に影響のある人物（有識者、報道関係者等）にきめ細かく日本の政策や価値観等を十分にインプットし、在外公館を活用しながら有識者の多層的なネットワークを構築することで、日本の発信力を強化することを目的とする。また、被招へい者が、訪日後発信をするためのプラットフォーム（ウェブサイト）を本省が構築・管理・運営をしていく。
政府開発援助平和構築人材育成事業等委託費	(1)一般社団法人 広島平和構築人材育成センター (2)株式会社 JTBコーポレートセールス	71	平和構築の現場で活躍できる日本及びその他の国の文民専門家を育成するため、平和構築の現場で必要とされる実践的知識・技術を習得する国内研修、平和構築の現場で活動する国際機関等で実務経験を積む海外実務研修及び平和構築分野における修了生のキャリア形成の支援を行うこと等を目的とする。
平和構築人材育成事業等委託費	上記に同じ	17	上記に同じ
政府開発援助難民等救済業務委託費	公益財団法人 アジア福祉教育財団	537	我が国が国際社会の一員として難民問題解決のために行う国際協力の一環として、難民認定者（条約難民）等の本邦定住促進、難民認定申請者保護、難民に関する各種の相談・問い合わせに対する情報提供等を実施し、我が国の難民支援政策の促進を図ることを目的とする。

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
難民救援業務委託費	公益財団法人 アジア 福祉教育財団	89	アジアの主要国として人権人道外交を推進している我が国が、国際貢献及び人道支援の観点から、第三国定住による難民の受入れを実施することにより、長期化する難民問題の恒久的な解決に資するほか、国際社会から高い評価を得て人権人道分野におけるアジアにおける主導的地位を保つこと、また、受け入れた難民が我が国社会に定着し、安定した生活を営むための定住支援を提供することを目的とする。
包括的核実験禁止条約国内運用体制整備事業等委託費	公益財団法人 日本国 際問題研究所	174	包括的核実験禁止条約（CTBT 平成9年批准）に従って、国際監視制度施設（世界337カ所の観測施設のうち現在約8割が整備されている）から得られる放射性核種や連続波形データ等に基づいて、条約遵守に係る核爆発実験の判別に資する独自の技術的評価体制を整備・運用することを主たる目的とする。
日本事情理解促進事業委託費	(1)株式会社 クレア ブ・ギャビン・アン ダーソン (2)公益財団法人フォー リン・プレスセンター (3)株式会社インタナシ ヨナル映画	149	プレスツアーや招へいを通じて、外国メディアによる、日本に関する正確な理解、特に政府の重要施策に関する正確な理解に基づく報道を促進することを目的とする。これによって、政府の各種政策、地方の魅力や日本の産業・企業等の強みを含む日本理解を国際的に向上させることを目指す。
政府開発援助海外経済協力事業委託費	(1)民間企業等 (2)①財団法人 海外産 業人材育成協会 ②株式会社 アークア カデミー	467	(1)政府開発援助による途上国支援と中小企業の海外展開とのマッチングを行うことで、途上国の開発課題の解決と、優れた製品・技術等を有する一方、海外での事業に関する知見やノウハウについて、情報を必要としている我が国中小企業等の海外展開と両立を図り、もって経済協力を通じた二国間関係の強化や経済外交の一層の推進を図ることを目的とする。 (2)「外国人看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業委託」 ①日インドネシアEPAに基づき訪日する看護師・介護福祉士候補者に対し、6ヵ月間の訪日後の日本語研修を実施することで、候補者の就労・実務研修が円滑に行われるとともに、国家試験の合格率を高めることを目的とする。 ②日ベトナムEPAに基づき受け入れる看護師・介護福祉士候補者に対し、現地で12ヶ月の日本語研修事業を実施し、日本語能力検定N3以上の十分な日本語能力を身につけた候補者を受入病院・施設へ送り出すことで、候補者の就労・実務研修が円滑に行われるとともに、国家試験の合格率を高めることを目的とする。
政府開発援助経済開発計画実施設計等委託費	国立大学法人 政策研 究大学院大学、その他 民間企業等	93	我が国の開発援助分野の人材育成の強化、及び政府開発援助の政策企画立案に必要な調査研究を通じて、我が国経済協力の効果的、効率的な実施に資することを目的とする。
経済改革促進支援事業等委託費	独立非営利法人 日本 センター	372	日露政府間の合意に基づく「経営人材養成のためのロシア大統領プログラム」への協力の一環として、日本センターを通じ、ロシア人企業経営者等を対象に各種の経営関連研修事業を実施する。本事業では、平和条約締結交渉のための環境整備に資することも念頭に置き、ロシア企業関係者を訪日研修に参加させ、対日理解及び対日ビジネスへの知見・関心の向上と親日的企業家の育成を図るとともに、日ロ双方の企業や自治体等への協力を通じて、日露経済交流促進を支援することを目的とする。
小計		2,998	

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
<援助費>			
サハラリン州経済改革促進等特別援助費	サハラリン州	149	サハラリン州に対する経済改革促進等のための支援に要した経費
政府開発援助経済開発等援助費	開発途上国等	184,363	政府開発援助のうちの無償資金協力（開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という）の開発を主たる目的として同地域の政府等に対して行われる無償の資金供与による協力）を実施するために必要とする経費
小計		184,513	
<分担金>			
政府開発援助経済協力国際機関分担金	国際連合事務局等	12,530	国際機関に対する分担金の支払い
経済協力国際機関分担金	国際連合事務局等	35,047	国際機関に対する分担金の支払い
国際原子力機関分担金	国際原子力機関事務局	4,638	国際機関に対する分担金の支払い
政府開発援助国際機関分担金	国際連合事務局	5,539	国際機関に対する分担金の支払い
国際機関分担金	国際連合事務局等	86,370	国際機関に対する分担金の支払い
小計		144,126	
<拠出金>			
政府開発援助経済協力国際機関等拠出金	国際連合開発計画事務局等	140,298	国際機関等に対する拠出金の支払い
経済協力国際機関等拠出金	欧州復興開発銀行等	2,069	国際機関等に対する拠出金の支払い
政府開発援助国際原子力機関拠出金	国際原子力機関事務局	994	国際機関に対する拠出金の支払い
政府開発援助国際機関等拠出金	国際原子力機関事務局等	402	国際機関等に対する拠出金の支払い
国際機関等拠出金	国際連合平和維持活動局等	5,219	国際機関等に対する拠出金の支払い
小計		148,985	
合計		480,623	

(4) 独立行政法人運営費交付金の明細

(単位：百万円)

相手先	金額	支出目的
独立行政法人 国際交流基金	15,476	国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。
独立行政法人 国際協力機構	159,293	開発途上地域に対する技術協力の実施及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。
合計	174,769	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
I 前年度末資産・負債差額	9,441,323	-	-	9,441,323
II 本年度業務費用合計	△ 839,761	-	-	△ 839,761
III 財源	843,662	-	-	843,662
主管の財源	25,185	-	-	25,185
配賦財源	818,477	△ 2,136	-	816,340
自己収入	-	2,136	-	2,136
IV 無償所管換等	45,242	-	-	45,242
V 資産評価差額	98,891	-	-	98,891
VI 本年度末資産・負債差額	9,589,358	-	-	9,589,358

(2) 財源の明細

① 主管の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		574
	利子収入		12
諸収入	許可及手数料		10,454
	弁償及返納金		12,924
	物品売払収入		5
	雑入		1,214
合計			25,185

② 特別会計の財源の明細

(単位：百万円)

特別会計	区分	財源の内容	金額
東日本大震災復興特別会計	自己収入	その他の財源	2,136
		小計	2,136
	合計		2,136

(3) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定への前渡不動産	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	△ 168	その他の債権等	前渡不動産の増加額	
	小計	△ 168			
財産の無償所管換等(受)	財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定	390	建物	所管換	
		123	工作物	所管換	
	小計	513			
出資金の増減	財務省一般会計	48,500	出資金	独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定への出資増	
	財務省一般会計	△ 3,555	出資金	独立行政法人国際交流基金及び独立行政法人国際協力機構による不要財産の国庫納付	
	小計	44,944			
新規登録による増		0	立木竹	新規登録	
	小計	0			
誤謬訂正(増)		1	立木竹	誤謬訂正等	
		0	建物	誤謬訂正等	
		49	工作物	誤謬訂正等	
		17	物品	誤謬訂正	
	小計	68			
誤謬訂正(減)		△ 0	立木竹	誤謬訂正	
		△ 9	建物	誤謬訂正	
		△ 90	工作物	誤謬訂正等	
		△ 10	物品	誤謬訂正	
		△ 6	建設仮勘定	誤謬訂正	
	小計	△ 116			
その他		0	立木竹	寄附	
		△ 0	退職給付引当金	過年度の退職給付引当金計上額に係る端数処理の誤謬訂正による減	
	小計	0			
合計		45,242			

(4) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
有形固定資産				
国有財産(公共用財産を除く)	-	6,769	6,769	
行政財産	-	6,769	6,769	
土地	-	6,766	6,766	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
立木竹	-	2	2	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
出資金	△ 1,215,213	1,307,336	92,122	
(市場価格のないもの)	△ 1,215,213	1,307,336	92,122	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
合計	△ 1,215,213	1,314,105	98,891	

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の区分別収支の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
I 業務収支				
1 財源				
主管の収納済歳入額	25,369	-	-	25,369
配賦財源	818,477	△ 2,136	-	816,340
自己収入	-	2,136	-	2,136
財源合計	843,847	-	-	843,847
2 業務支出				
(1) 業務支出（施設整備支出を除く）				
人件費	△ 80,064	-	-	△ 80,064
補助金等	△ 4,076	-	-	△ 4,076
委託費等	△ 480,623	-	-	△ 480,623
独立行政法人運営費交付金	△ 174,769	-	-	△ 174,769
貸付けによる支出	△ 19	-	-	△ 19
庁費等の支出	△ 72,737	-	-	△ 72,737
その他の支出	△ 25,535	-	-	△ 25,535
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 837,827	-	-	△ 837,827
(2) 施設整備支出				
立木竹に係る支出	△ 0	-	-	△ 0
建物に係る支出	△ 553	-	-	△ 553
工作物に係る支出	△ 1,100	-	-	△ 1,100
建設仮勘定による支出	△ 1,824	-	-	△ 1,824
施設整備支出合計	△ 3,479	-	-	△ 3,479
業務支出合計	△ 841,306	-	-	△ 841,306
業務収支	2,540	-	-	2,540
II 財務収支				
リース債務の返済による支出	△ 1,972	-	-	△ 1,972
PFI債務の返済による支出	△ 97	-	-	△ 97
利息の支払額	△ 469	-	-	△ 469
財務収支	△ 2,540	-	-	△ 2,540
本年度収支	-	-	-	-
翌年度歳入繰入	-	-	-	-
本年度末現金・預金残高	-	-	-	-

(2) 財源の明細

① 主管の収納済歳入額の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産処分収入	国有財産売却収入		144
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		574
	利子収入		12
諸収入	許可及手数料		10,454
	弁償及返納金		12,925
	物品売払収入		36
	雑入		1,222
合計			25,369

② 特別会計の財源の明細

(単位：百万円)

(単位：百万円)			
特別会計	区分	財源の内容	金額
東日本大震災復興特別会計	自己収入	その他の収入	2,136
		小計	2,136
合計			2,136

参考情報

1 外務省の所掌する業務の概要

外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに、主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務としている。

主な事務としては、日本国の安全保障、対外経済関係、経済協力、文化その他の分野における国際交流等に係る外交政策、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉、条約その他の国際約束の締結、国際情勢に関する情報の収集及び分析、海外における邦人の生命及び身体の保護等を行っている。

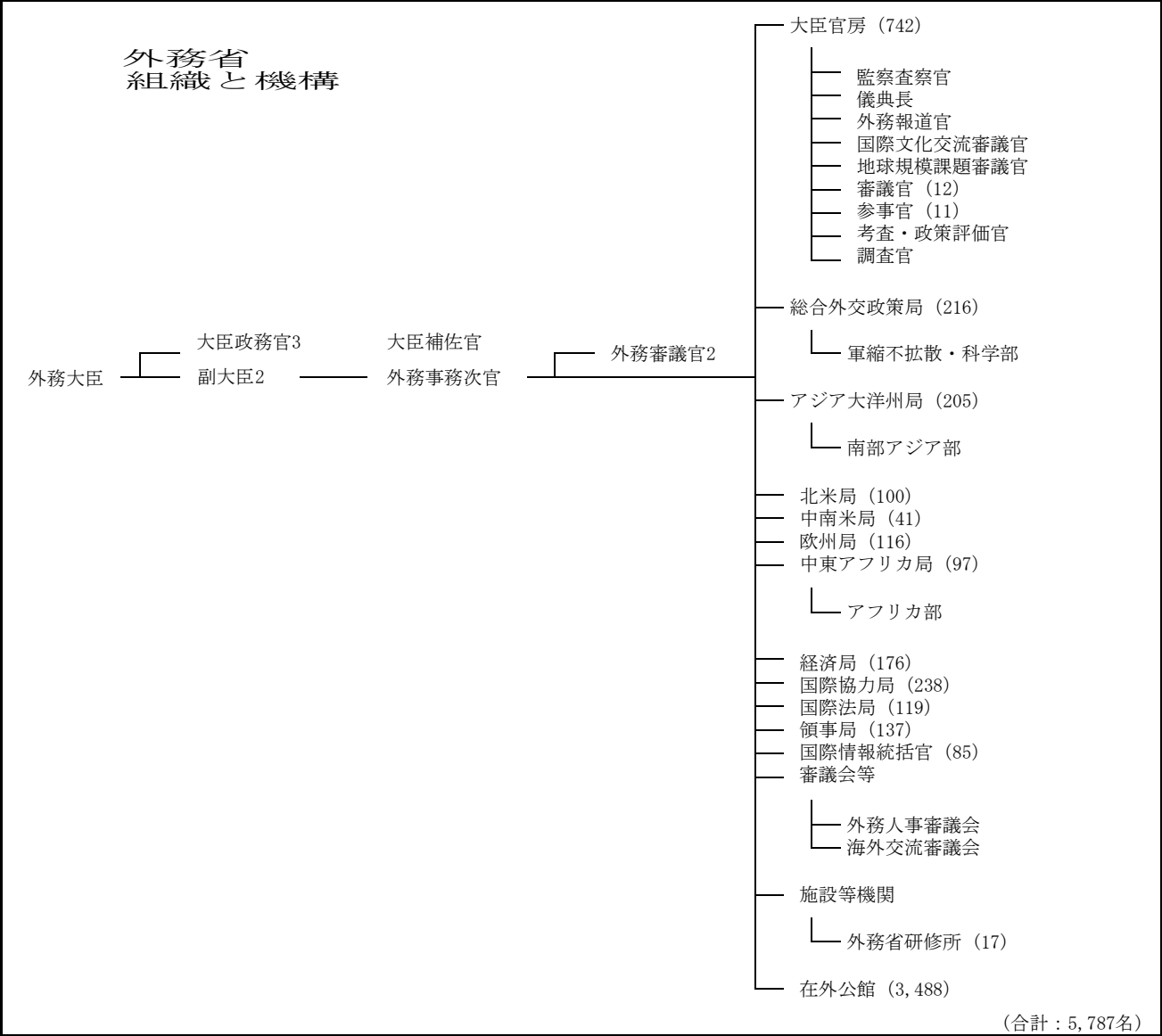
2 外務省の組織及び定員

外務省の組織は、本省と世界各地にある 207 の在外公館から成る。

外務本省は、大臣官房及び国際情報統括官のほか 10 局 3 部より成り立っており、約 2,300 名の職員が働いている。大臣官房及び基本的な外交政策に関して調整を行う総合外交政策局を除く局は、地域別担当の 5 つの地域局（アジア大洋州、北米、中南米、欧州、中東アフリカ）と事項別担当の 4 つの機能局（経済、国際協力、国際法、領事）に分かれており、また情報収集分析を行う国際情報統括官が置かれている。総合外交政策局の下に軍縮不拡散・科学部、またアジア大洋州局の下に南部アジア部、中東アフリカ局の下にアフリカ部が置かれている。

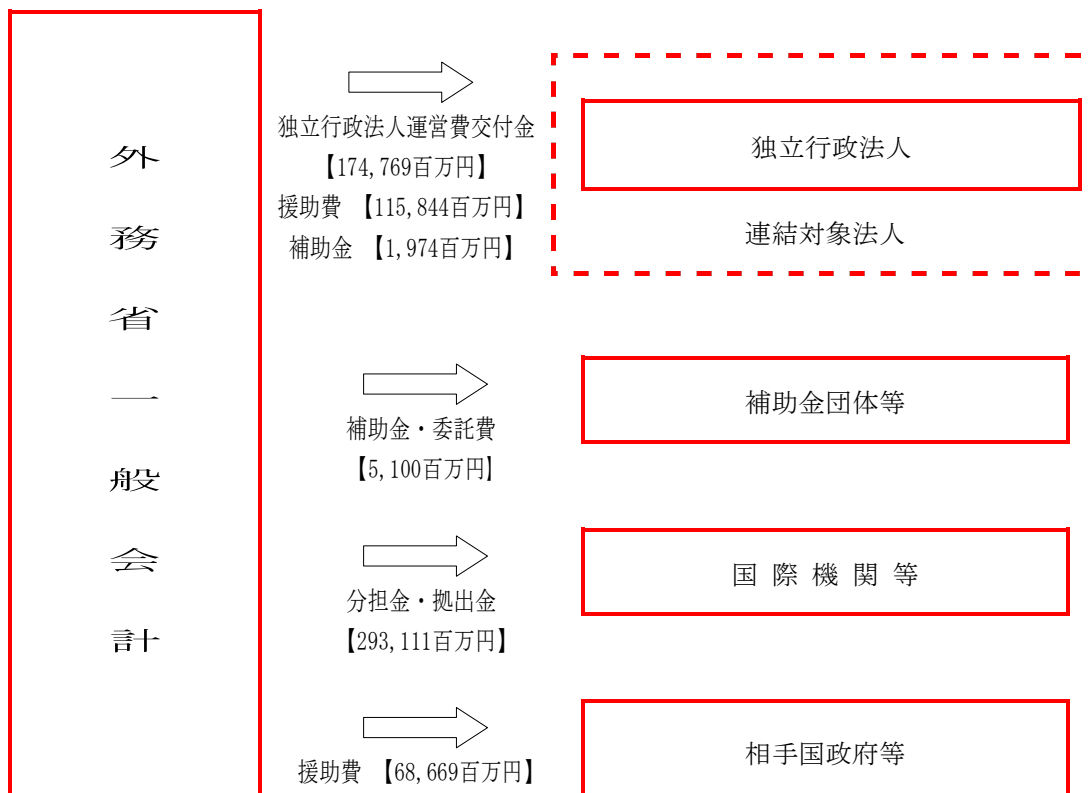
在外公館には、大使館、総領事館、政府代表部等がある。これらの在外公館には、全部で約 3,500 名の職員が働いている。

（参考）平成 27 年 3 月 31 日現在。（ ）内は平成 26 年度末定員。



3 外務省における会計・独立行政法人等との間の財政資金の流れ

(単位：百万円)



<連結対象法人に対し外務省より交付された（会計）（組織）（項）（目）及び金額>

(1) 独立行政法人国際協力機構

（会計）一般会計（組織）外務本省（項）独立行政法人国際協力機構運営費

（目）政府開発援助独立行政法人国際協力機構運営費交付金 159,253 百万円

(2) 独立行政法人国際交流基金

（会計）一般会計（組織）外務本省（項）独立行政法人国際交流基金運営費

（目）政府開発援助独立行政法人国際交流基金運営費交付金 9,600 百万円

（目）独立行政法人国際交流基金運営費交付金 5,875 百万円

<業務関連性>

(1) 独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、我が国の国際協力を一元的に実施する実施機関であり、前身である国際協力事業団の設立以来実施してきた技術協力業務に加え、旧国際協力銀行の海外経済協力業務（現在の有償資金協力業務）及び外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除く）を継承し、平成 20 年 10 月 1 日に新たに発足した。

JICA は、開発途上にある海外の地域（開発途上地域）に対する技術協力（研修員の受入や技術専門家の派遣、機材の供与、開発計画調査型技術協力等）の実施、有償（円借款及び海外投融資）及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務（青年海外協力隊の派遣、シニア海外ボランティアの派遣等）を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務（移住事業）を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務（緊急援助隊の派遣）を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の推進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。

JICA の主務大臣は外務大臣及び財務大臣（管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関す

る事項）であり、外務大臣は JICA に対して業務運営の効率化や業務の質の向上等について中期目標を定め、指示する。また、上記に掲げる業務のうち技術協力、有償資金協力、無償資金協力、青年海外協力隊の派遣、シニア海外ボランティアの派遣等については、政府（外務省）と当該国又は国際機関が国際約束を取り交わし、これを踏まえ、JICA が業務の実施を担う。

（2）独立行政法人国際交流基金

独立行政法人国際交流基金は、日本の国際文化交流事業を推進するための専門機関として設立された外務省所管の特殊法人国際交流基金を前身とし、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、文化及びその他の分野において世界に貢献し、もって有効な国際環境の整備並びに調和ある対外関係の維持・発展に寄与することを目的とした活動を行っている。具体的には、文化芸術交流、海外での日本語教育、日本研究・知的交流等の分野において、人物の派遣及び招聘、催し物の実施、助成事業、資料の作成・収集、調査・研究活動など様々な事業を実施している。

外務大臣は、独立行政法人国際交流基金の主務大臣として業務運営の効率化や業務の質の向上等について明示的に中期目標を定める。また、業務の計画・立案、実施は国際交流基金の自主性に委ねられるが、国際文化交流に係る外交政策を十分に踏まえつつ、長期的及び広範な視野から、相手国との外交関係及び相手国の事情に即した事業を行うために外務省とは常に協議を行っており、海外での事業実施にあたっては、在外公館の協力を得ている。

4 平成 26 年度歳入歳出決算の概要

一般会計

歳入決算		歳出決算	
収納済歳入額	25,369 百万円	支出済歳出額	843,847 百万円
（項）許可及手数料		（組織）外務本省	722,931 百万円
（目）手数料	10,454 百万円	うち（項）経済協力費	185,814 百万円
（項）弁償及返納金		（項）独立行政法人国際協力機構運営費	159,293 百万円
（目）返納金	12,923 百万円	（項）国際分担金其他諸費	293,111 百万円
		（組織）在外公館	120,915 百万円

5 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>7,391,512 億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>384,928 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>75,954 億円</u>

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額の累計額等を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち当省配分額	<u>114,366 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち当省配分額	<u>7,042 億円</u>
・当該年度の利払費のうち当省配分額	<u>1,167 億円</u>